

八王子環境フェスティバル実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民及び事業者の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に八王子環境フェスティバル(以下「フェスティバル」という。)を効率的かつ円滑に開催するため、八王子環境フェスティバル実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、次の事業を行う。

- (1) フェスティバルに関する企画・立案に関すること。
- (2) フェスティバルの実施・運営に関すること。
- (3) 実行委員会の運営に関すること。
- (4) 関係諸団体との連絡・調整に関すること。
- (5) その他委員長が認めること。

(委員の構成)

第3条 実行委員会は、フェスティバルの趣旨に賛同する市内の各団体の代表者及び市職員で組織する。なお、定員は定めない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任の日から9月30日までとする。但し、新たな委員が就任する時まで在任する。

- 2 委員は再任を妨げない。
- 3 任期中において異動があった場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 実行委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、総理する。
- 4 委員長は、その職務を代理する者として、副委員長をあらかじめ指名することができる。
なお、定員は定めない。
- 5 委員長は、会計監査を指名することができる。

(顧問)

第6条 実行委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が指名する。

3 顧問は、委員長の相談を受け、又意見を述べることができる。

(会議)

第7条 実行委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(経費)

第8条 実行委員会の経費は、次のものをもって充てる。

(1) 八王子市負担金

(2) 協賛金

(3) 事業収入

(4) その他

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、八王子市環境部環境政策課内に置く。

2 事務局について必要事項は、別に定める。

(会計)

第10条 実行委員会の会計は、10月1日から9月30日までの間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。